

ものがあつた。これを「村除」といつている。

検地帳

徴税制度の基本として実施した検地の大要は以上のようなものであるが、検地の完了したところから個人の名前を記入し、それぞれの耕地の高をあわせて村全体の高として年貢徴収の土地台帳とした。これを検地帳とよんでいる。また、新田を開拓したときは、その都度検地が実施され新田検地帳に記載された。

町内に保存されている検地帳は、非常に少なく貴重なものである。

大屋敷の丹羽龍二氏宅には、寛文二年（一六六二）に実施された大屋敷新田の検地帳（水帳）と、それ以後当地で行われた検地の覚書が完全に近い姿で保存されている。

これらは、この地方の検地とその後の新田開発の経緯を知る上に大きな参考となっている。



図2-66 検地帳(寛文二年)

われている。

また慶長検地以前からの免税地は、「前々除」といつている。

除地は、編入されたり、新しい土地が指定になったりして多少の異動もあつたようであるが、町内の除地について尾張徇行記に記載されているものは、前頁の表のようである。

このほか除地にかんするもので、公に対しては地租を納入し、村で特別に公租を除きその分を村中で負担する

第五節 村 の 生 活

概 要

農民生活全般にわたる統制は、非常にきびしいものであった。なかでも衣・食・住に対する制限は多く、また強く実施された。

- (1) 慶安二年（一六四九）に公布された「慶安の御触書」は、全文三十二か条よりなるもので、その主な目的は、農民の消費生活全般を規制する。
- (2) 年貢の確保・増大をはかる
- (3) 農村自治の維持・安定につとめる

であり、これは藩政時代における農村統治にかんする、もつとも重要な取締りであったといわれている。

また尾張藩は、寛文六年（一六六六）、宝暦九年（一七五五）、寛政、天保の改革といずれも農民生活にかんする儉約令を発している。

これらは同じ農民の中でも、とりわけ平百姓（小百姓）にとつてはとくにきびしい規則であった。

衣類については、木綿以外のものの使用がたく禁じられ、食物は、雑穀を主食として食べた。すなわち麦・粟・稗などであり、米はほとんど百姓の口にはいることはなかったといわれる。

また日常の履物も、わらぞうりに限られていた。一方農民の休日（遊び日）も藩が定めた日に限定されていた、これは多くの農民が勝手に作業を休むことによる農産物、とくに米の生産に支障を与え、ひいてはこれが年貢の収納に

大きく影響するという心配にはかならない。

このような封建的な統制は、農民の貢租を完全に取立てるための手段のみを考えた結果である。

住居についても多くの制限がなされている。これは村落の治安上の施策で、他国への旅、行商、廻路などの外泊あるいは他所者の宿泊には必ず、届出または了解をうけなければならず、まして不審の者、犯罪人などの宿泊は許されなかった。

一方農民の離村については、農村の衰退を招くので嚴重に看視され、奉公・出稼・欠落に対する取締令が多く出された。

つぎに百姓は、自分の耕地を売買することが禁止されるとともに、二・三男に配分することも同様禁止され、田・畑はすべて長男が相続することとし、田畑の細分化を防ぎ農民の自活に注意を払った。

このようにして多くの百姓は、苛酷な生活の中で、年貢を納めるためにのみ労働に精根をかたむけた。前記の「慶安の御触書」の中にするされている一文には『年貢さへすまし候へば、百姓ほど心安きものはこれなく』…とあり、この時代の農民に対する年貢の納入が、いかにきびしく、かつ、年貢を完納することがもつとも大切であると同時に、大きな喜びであったことがうかがえる。

また天保の改革の折定められた「百姓風俗取締令の請書の一文には、

銘々質素儉約を利用、衣類等之儀も「木綿類之外喜祝之節は勿論、常弊」一通り之順義之節絹布等決て着用「仕間敷候、身分ニ応し綿布等たり共」手前織を用、はき物等手作りを用ひ、雪踏・漆下駄・皮緒等相用ひず、傘等成丈不「相用」蓑笠を用、目立候義無レ之様相

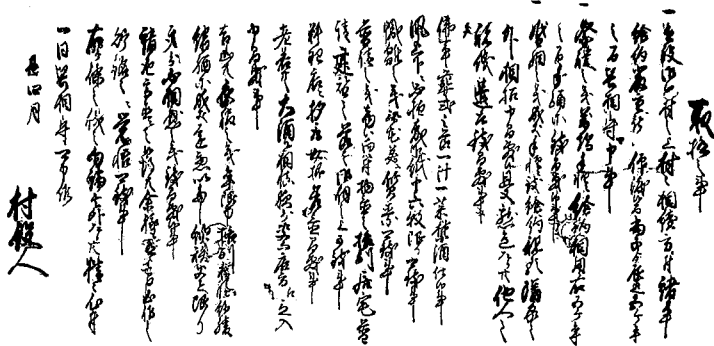


図 2-67 取極の事(大御堂前田金一氏藏)

互相慎可申候。
とされる。

町内に所蔵されていた古文書にも、つぎのように示るされたものがある。

- 取極ノ事 (嘉永六年丑四月(西曆一八五三) 村極の文書)
- 一、今般御廻村ノ上村々相続方ニ付諸事儉約嚴重被○仰渡候間当子ヨリ辰マテ五ケ年ノ間堅相守申事
 - 一、祭礼ノ儀萬端手控ニ儉約相用右五ケ年ノ間手踊等致間敷候事
 - 一、婚姻ノ儀成丈手控ニ致儉約親類隣家ノ外相招申間敷候且又懇意タリ共他人ノ祝儀遣者致間敷事
 - 一、仏事葬式ノ節一汁一菜禁酒仕候事
 - 一、凧上下ニ不抱森下紙十六枚限り可致事
 - 一、職難ノ儀無華美質素可致事
 - 一、普請ノ儀商イ向ニ付物置ハ格別居宅普請建替ヘノ節ハ御伺イノ上可致事
 - 一、料理店ニ拘取酒杯差置間敷事
 - 一、老若共大酒ヲ相愼夜分變而店方江立入申間敷事
 - 一、吉凶共衣服ノ儀年限中格別相愼紗綾縮緬等成丈遠慮以多シ袖秩父ヲ限り身分不相应ノ儀致間敷候事
 - 一、諸色高値ニテ候得共余禄モ有之間凶作ノ貯各々ニ覚悟可致事
 - 右ヶ条ノ儀ハ勿論其外タリ共精々心付一同堅相守リ可申候。



丑四月

村役人

このようにして数多くの取締り、改革がなされ、これに対応する農民の生活は非常にきびしいもので、こうしたなかからぬけ出ようと努力してきた。

農民の階層 江戸時代においては、庶民階級の約八〇パーセントが農民(百姓)

であった。そして農民は藩の領地を耕作し、その貢租によって領主の経済を支えると同時に生活を保っていた。したがって領主と百姓との支配関係は藩体制の権力構造の基礎であった。

一方、村の構成として農民階級の中心であった**本百姓**は田畑をそれぞれ所有耕作し、年貢や諸役の負担者として一人前の資格を有するものとされていた。本百姓の下には持高のまったくない**水呑百姓**があった。

小作していた。

この時代においては支配者が、農民自立のために多くの施策を行い、年貢をより多くするために一人前の百姓の増加をねらった。

そして寛永二〇年(一六四三)の「田地売買禁止令」また、延宝元年(一六七三)には一〇石以下の百姓の分割による相続を禁止した「分地制限令」をだし目的の達成をねらった。

反面、本百姓といえども慶安の御触書にみられるように、他所への移動、田畑の耕作制限などがあり、生活が十分

に保証されていたとはいえない。とくに水呑百姓に至っては、農家の二男、三男が多くまた重い年貢に堪えかね土地を手放したものが多く、地主に寄生し日々の生活が不安定であり、出稼ぎや奉公にでて収入を得たといわれ、近世末期にはとくに多くなつたようである。

農業の様子

この時代にはいると、農村における組織も確立し村々の自治は、庄屋、組頭、百姓代とよばれる「村三役」によって行われた。

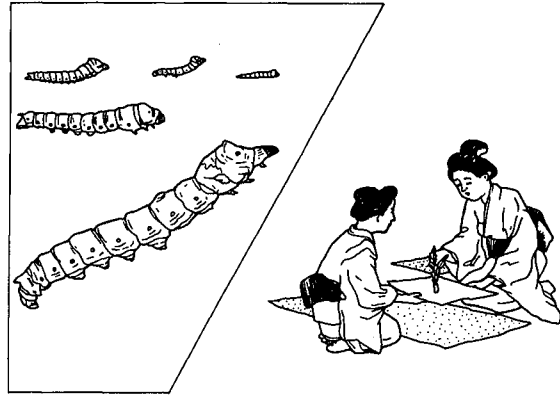
藩政時代、武士の財政は土地と百姓が基であり、農業は国の基礎として多くの将励措置がとられた反面、農民の生活は全般にわたつて強い干渉がされた。

農民の衣・食・住に対する制限、そして苛酷な徴税に悩む農民の反抗も各地で発生しているが、本町では特別大きな抗争の起こつた記録はないが、人々の生活はかなり苦しいものであつたらう。

こうしたなかで新田の開発、灌漑用水の開削がさかんに実施され、当時の村々の石高が目立つて増加している。入鹿池の築造による入鹿用水、また木津用水が構築されたのもこの時代であり、この二川は本町の灌漑用水の主流をなすもので、多大の恩恵をうけたことはいうまでもない。

時代の後半では農業技術の改良、発展も目ざましく、農耕においては牛・馬などの畜力利用（牛は主に耕起・馬は主に運搬用に）から備中、畷、千石通しなど、この時代としては作業能率の非常に高いものが普及し、肥料も自給肥料主体から、しだいに購入肥料（金肥）すなわち魚粕、油粕などが一般に使用されるようになった。

農作物の収穫量も増加し、農業に対する意欲も大いに高まり、作物の中心であつた水稲の品種も改良され、早生、中生、晩生種に区分されそれぞれの特性にあつた栽培方法がとり入れられるまでに進歩した。



また畑地には、野菜の栽培がしだいに増加するとともに粟、きび、大豆、小豆、さつまいも、木綿、ナタネなどが多く栽培され農家もしだいに潤ってきた。

こうした経緯で発達してきたが、この間農民は数多くの風水害、大干ばつ、害虫の発生などによる凶作に堪えてきた。

いま歴史にのこる天明の凶作、享保の大飢饉、天保の凶作、そして慶応年代の米価の変動など人々の生活はきびしいものであった。つぎに藩政時代初期の状況を見るに当時のこの地域における耕地の面積を知る資料は町内にはくわしいものがないが「尾張徇行記」によると、つぎのようである。

○村高	五、五五一石余	○耕地	田……四、五六六反余
○概高	六、一九八石余	畑……	二、三五九反余
計	六、九四五反余		

このなかには多くの新田が含まれ、水の得られるところはすべて稲が栽培できるように開発され、年貢の徴収にそなえ生産の増大に努力したものであろう。

また当時の年貢率（免）は本田と新田では一部では大きな相違のみられるところもあり、生産量によって差がついているのであろうが、新田においても用排水路の整備、肥料の使用などによって、生産条件がととのい増収が認めら

れこれが高くなつているところも多くある。

寛文二年（一六六二）検地の新田の年貢率をみると、大屋敷村の入鹿出新田では五ツ一分八厘（五割一分八厘）、長桜替地新田では三ツ六分（三割六分）など、このほか大屋敷村の新田の状況をみると、元禄一〇年（一六九七）検地の丑新田は二ツ五分、享保二年（一七二七）検地の子新田は五ツ三分五厘のように本田と同等の年貢率が課せられているところもある。

また徇行記には田畑の良し、悪し、主な作物、灌漑の便、農耕用牛馬の頭数などがしるされているが、なかで新田開発による飼料用の草刈場の減少、農具の改良、また、牛馬糞や草木の自給肥料から油粕・干鰯ほじかなどの購入肥料への移行によるものか、藩政初期と比べ減少している。資料によると牛馬の頭数は、

寛文年間 一九一頭

文政年間 九八頭 となつてゐる。

つぎに田畑の地味、作物についての記述をみると、

河北村ヒノカでは、「薄地多キ故ニ町反ニハ延アレドモ、地頭ノ定免ニツ九分一厘ホドニ当リ下免ナリ」とまた、小口村では、「支邑ノ内竹田、下島、野田野アタリハ砂地ニテ茶圃多シ、ソレヨリ東ヘ付テハ黒真土ニシテ土性ヨキハ茶圃入交レリ、茶ノ木ハ百年余ヲ経ザレハ大株ニハナラズ、又茶ヲ採ルニハ古枝を伐テ若枝ヲ出スカヨロシト伝、又砂地ナレバ大麦ハ実ラズ、茶桑ノ間ニ多ク小麦、荏毛栽ルトナリ、桑葉ハ養蚕ノ比、他村ヘウリツカハセリ」などとするされ水田は貢租が米納であつたため、稲が強制的に栽培され、裏作としては、大麦、はだか麦が多くつくられ主食として重要な作物であつた。

畑の作物では、粟、稗、きび、大豆などの雑穀、なす、芋、大根などの野菜また木綿もかなり多く栽培され、畑の冬作には麦も主要な作物として栽培された。

一方、土地の売買はこの時代には禁止されていたが、年貢など税負担に困った農民は田畑を手放したといわれ、また生活費にあてる金を借用するため、田畑を抵当にし、これが返済できず貸主の所有になることも多くあった。このようにして多くの土地をもち、しだいに大地主となる人が、藩政時代末期にはあった。

表2-16 江戸時代末期における耕作面積

村名	田の面積	畑の面積	合計	村名	田の面積	畑の面積	合計
小折出新田	一一町八反	三三町七反	一五町五反	伝右工門新田	七町八反	町六反	八町四反
御供所村	二七〇	二五七	五二七	大屋敷村	三八四	三四三	六二七
九郎右工門新田	八七	九	九六	外坪村	八四	四七	一三一
三右工門新田	六一	九	七〇	河北村	一〇	六八	八七
長桜村	一一六	一〇九	二二五	余野村	五六三	五三四	五九七
八左工門新田	四六	九	五五	清右工門新田	二五	九	三四
宗雲新田	一二二	二二	一四四	小口村	六四一	六八三	二六二四
長桜替地新田	一一九	一一七	二二六	合計	四三二四	二二五九	六五八三

第六節 交 通

尾張地方 昔、町から町へ、あるいは村へと通ずる本通りを、街道または往還と呼んだ。乗物の変化や、町や村に盛衰があつて、いまは道路そのものの状態もかわり、わずかに残る松並木や一里塚の跡、道標などで旧街道をしのぶことができる。

慶長五年(一六〇〇)、関ヶ原の合戦で勝利を得た徳川家康は信長、秀吉の後を継いで道路の発達につとめた。まず東海道の諸国に命じて、諸橋架を修理させ、また東海道を五十三駅と定めた。慶長九年(一六〇四)には、東海、北陸の道を修理し、信長にならつて一里塚を築き、松や榎を植えさせた。

この時代の道路は、江戸を中心として幕府に關係の深いところに向かつていたので、尾張は江戸と京都の中間に位置して、交通上重要な地点となつていた。すなわち、五街道の一つである東海道や、その脇街道である美濃街道、下街道などは、人馬の往來の多い街道となつた。その後、尾張徳川家や諸藩の努力により、郷土の街道はしだいに整備されていった。

こうした時代背景のもと、街道は政治的、経済的、社会的に大きな役割を果たした。陸上輸送がいちじるしく發展したのもこの時代であらう。

木曾街道 木曾街道は大口付近を通つていた主要街道として、郷土の人々の生活と大いにかかわりがあつた。

江戸時代初期の慶長一七年(一六二二)、公式には元和元年(一六一五)に、尾張藩は幕府より木曾山を